

経 済 要 録

国

内

◆7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）の共同声明について

主要先進7か国（日本、米国、ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、1月21日、ニューヨークにおいて、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、各国の経済政策および見通しについて検討を行い、この重大な時における経済政策協調への支持を再確認した。彼らは、G7諸国の経済成長は減速したものの、世界経済の拡大は続き、今年後半には経済活動が上向きになる見込みであることに留意した。彼らは、ドイツと日本の成長が依然として特に力強いことに留意した。健全な財政政策の実施は、安定指向の金融政策と相まって、世界的な金利の低下と世界経済の強化をより容易にする環境を作りあげるであろう。彼らはまた、ウルグアイ・ラウンドの時機を得た成功裡の終結が重要であることを強調した。
2. 大臣および総裁はまた、湾岸戦争とソ連の動向から生じた不確実性に照らし、世界の金融市場の状況を議論した。彼らは、協力を強化し、為替市場の動向を監視していくことを合意した。大臣および総裁は、状況に応じ、国際金融市場の安定を維持するために対処する用意がある。

◆第3回日米金融市場ワーキンググループ会合の開催

第3回日米金融市場ワーキンググループの会合が、1月28日ワシントンにおいて開催された。わが国預金金利の自由化、米国の金融制度改革などについて討議が行われた。

◆1～3月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、1月22日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成2年10～12月のM2＋CD平残の前年比伸び率（速報）は、+10.1%と前期（+12.0%）に比べ低下。

平成3年1～3月については、8%前後の伸びとなる見通し。

◆「総合土地政策推進要綱」について

政府は1月25日、「総合土地政策推進要綱」を閣議決定した。同要綱は、昨年10月に土地政策審議会が答申した「土地基本法を踏まえた今後の土地政策のあり方についての答申」（『調査月報』平成2年11月号要録参照）を踏まえ、今後の土地政策の総合的な指針として決定されたものである。要綱の内容はほぼ土地政策審議会の答申を踏襲しているが、主な追加点は以下の2点。

1. 土地取引規制の強化

投機的土地取引等による地価高騰防止のための土地取引規制について、地価動向の的確な把握および予測を行うことによって、監視区域の先行的指定等の実施を検討する。

2. 土地関連融資規制の強化

当面、不動産業向け貸出しの総量規制を継続するほか、今後同規制が解除された後でも、地価高騰の恐れが生じた場合に同規制を機動的に発動させる仕組みを創設する。

◆「財政の中期展望」等について
大蔵省は、1月30日、「財政の中期展望」および
「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定

計算」等を衆参両院予算委員会に提出した。このう
ち、「財政の中期展望」の概要は以下のとおり。

財政の中期展望（平成2年度～平成6年度）

（単位 億円、かっこ内は前年度比増減（△）率％）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
歳 出	1. 国債費	(22.5) 142,886	(10.8) 158,343	(1.6) 160,900	(0.8) 162,300	(2.9) 167,000	
	2. 地方交付税	(14.3) 152,751	(4.6) 159,749	(12.9) 180,300	(5.5) 190,300	(5.2) 200,200	
	3. 産業投資特別会計へ繰入	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	
	4. 一般歳出		(3.8) 353,731	(5.3) 372,382	(5.3) [392,300]	(3.5) [406,100]	(4.0) [422,300]
		経常部門	(4.6) 281,099	(4.9) 294,900	(5.8) [312,100]	(3.5) [323,000]	(3.6) [334,700]
	投資部門		(0.7) 72,632	(6.7) 77,482	(7.4) [316,800]	(5.0) [332,700]	(5.1) [349,800]
					(3.5) [80,200]	(3.6) [83,100]	(5.4) [87,600]
	計		(9.6) 662,368	(6.2) 703,474	(5.0) [81,400]	(5.1) [85,600]	(7.0) [91,500]
					(6.1) [746,500]	(3.4) [771,700]	(4.0) [802,500]
	歳 入	1. 税収	(13.7) 580,040	(6.5) 617,720	(5.3) 650,300	(5.2) 684,300	(5.2) 720,000
2. その他収入			(15.1) 26,396	(22.6) 32,324	(△46.9) 17,200	(10.1) 18,900	(16.6) 22,000
		国債整理基金特別会計受入金	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(皆減) 0	(—) 0	(—) 0
		税外・その他収入	(34.9) 13,396	(44.3) 19,324	(△11.2) 17,200	(10.1) 18,900	(16.6) 22,000
3. 公債金収入			55,932	53,430	48,900	44,400	39,900
		特例公債	0	0	0	0	0
四条公債		55,932	53,430	48,900	44,400	39,900	
計	(9.6) 662,368	(6.2) 703,474	(1.8) 716,400	(4.4) 747,600	(4.6) 781,900		
要調整額（歳出－歳入）		—	—	30,100 [36,000]	24,100 [36,300]	20,600 [39,600]	

- (注) 1. 国債費……2年度以降定率繰入実施。
2. 地方交付税……名目成長率4.75%×弾性値1.2（3年度税制改正の影響等を調整）。
3. 一般歳出……3年度予算における制度・施策を前提（6年度においては、補助率等を法令上の本則に従って算出。5年度までと同様として推計を行った場合は、6年度約421,300億円）。
4. 税収……名目成長率4.75%×弾性値1.1（3年度税制改正の影響等を調整）。
5. 公債金収入……特例公債は2年度以降ゼロ、四条公債は7年度以降公債残高累増体質からほぼ脱却することを目処としつつ、7年度に公債依存度が5%を下回る水準を仮置きして、4年度以降毎年度4,500億円ずつ機械的に均等に減額。
6. 産業投資特別会計へ繰入については4年度から6年度を3年度と同額と仮置きし、国債整理基金特別会計受入金については4年度から6年度をゼロと仮置きした。
7. [] は新規施策等に充てるための予備枠を含む計数である。
8. 公債金収入は、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、機械的に均等に減額しているが、これは、各年度の予算編成において、その時々々の経済情勢や財政事情等に応じ、変化し得るものである。

◆平成3年度地方財政計画について

政府は、2月8日、平成3年度地方財政計画を閣議了解した。その概要は以下のとおり。

平成3年度地方財政計画

(単位 億円、%)

		平成2年度 計 画	前年度比 増減(△)率	平成3年度 計 画	前年度比 増減(△)率
入	一 般 財 源	463,910	9.0	492,930	6.3
	地 方 税	307,907	7.5	326,780	6.1
	地 方 交 付 税	137,594	10.3	148,404	7.9
	地 方 譲 与 税	18,409	26.7	17,746	△ 3.6
	国 庫 支 出 金	102,521	1.6	106,830	4.2
	地 方 債	56,241	1.2	56,107	△ 0.2
	そ の 他	48,730	7.1	52,981	8.7
出	投 資 的 経 費	213,550	3.9	227,350	6.5
	直 轄 ・ 補 助 事 業	92,912	0.1	94,648	1.9
	地 方 単 独 事 業	120,638	7.0	132,702	10.0
	給 与 関 係 費	183,106	5.3	196,448	7.3
	公 債 費	59,023	△ 4.3	58,421	△ 1.0
	そ の 他 一 般 行 政 経 費 等	154,770	4.9	171,669	10.9
地 方 財 政 規 模		671,402	7.0	708,848	5.6

◆外国為替等審議会、対内直接投資の事後報告制の導入等に関する答申を提出

外国為替等審議会（平岩外四会長）は、1月25日、「対内直接投資等及び技術導入契約の締結等において、事前届出に係る取扱いの基準の明確化及び事後報告制の導入を図ること」について答申を提出した。

同答申では、内外の資本交流の一層の円滑化を図る必要性が高まっていること等からみて、制度をより開放的かつ透明なものとするため、対内直接投資等および技術導入契約の締結等の事前届出に係る取扱いの基準について明確化するとともに、現行の事

前届出制を原則として事後報告制とすることが望ましいとしている。

◆公正取引委員会の法案骨子「課徴金制度の見直しについて」

公正取引委員会は、1月11日、「課徴金制度の見直しについて」の法案骨子を発表した。本件については、昨年12月21日に「課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会」（館龍一郎座長）により、課徴金の算定についてはカルテル実行期間中の売上額に一定率を乗じる方式とし、この一定率は平均的な売上

高営業利益率を基礎として設定すべきである、小規模の企業について適切な措置を講ずること、課徴金の算定上の実行期間の限度を設けること、等の考え方が示された報告書が出されているが、本骨子はこれを踏まえたもの。その内容は以下のとおり。

1. 一定率

	大企業	中小企業
卸売・小売業以外 (現行 1.5%) (製造業 2.0%)	6%	3%
卸売業 (現行 0.5%)	1%	1%
小売業 (現行 1.0%)	2%	1%

2. 実行期間 3年を限度とする。

3. その他 現行法上、課徴金額が20万円未満の場合には納付を命じることができないが、この額を現行の2.5倍とする。

◆信用金庫等に対する小口員外貸出規制の緩和に関する大蔵省告示等について

大蔵省等は、1月22日、信用金庫、信用組合、労働金庫の「会員（信用組合では組合員）以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する金額」についての規制（員外貸出規制）を大蔵大臣告示の改正（労働金庫では大蔵大臣および労働大臣告示）により一部緩和した。これにより、員外貸出規制のうちいわゆる小口員外貸出にかかる「一人当たり貸出限度額」が下記のとおり引上げられた。なお、同省では同日、同告示改正に必要な大蔵省銀行局長通達等を発出している。同措置は、小口員外貸出の金額限度について、「最近における小口員外貸出の実態を勘案して、各々の業態相互間の権衡に配慮しつつ適切な水準に引上げることが適当である」とする昨年春の金融制度調査会第一委員会作業部会報告（平成2年5月25日）の提言に基づいて行われたもの。

（小口員外貸出にかかる一人当たり貸出限度額）

	旧	新
・信用金庫	500万円	→ 700万円
・信用組合	300万円	→ 500万円
・労働金庫	100万円	→ 300万円

ただし、労働金庫が地方公共団体から資金の預託を受けて行う小口員外貸出の限度額は以下のとおり。
200万円 → 300万円

◆金投資口座の取扱いに関する大蔵省の通知について

大蔵省は、1月21日、「金投資口座の取扱い」に関し、投資家保護の観点から、金投資口座における金の売買価格について、買付価格（現物価格）と売戻価格（先物価格）をそれぞれ現物、先物市場の実勢価格（顧客に対する募集日の前日の終値）基準とすること、および、商社からの金地金預かり証の徴求、保存の徹底等を求め、全銀協等主要金融団体に通知した。

◆東京金融先物取引所のシステム取引開始について

東京金融先物取引所は、2月8日、従来のテレフォンマーケット方式（会員による電話注文を取引所職員が端末に入力する）の取引に代えて、会員が専用端末から直接注文を行う機械化システム（システム取引）を導入した。同システムの導入は、注文の発注から受付終了までのアクセス時間の短縮等注文業務を効率的に処理し、金融先物取引の一層の円滑化を図るためのもの。

◆現行金利一覧 (3年2月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30	(5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30	(5.5)
短期プライムレート	8.25	2.12.11	(8.0)
長期プライムレート	7.8	3. 1. 4	(8.1)
住宅ローン金利			
・固定金利型	7.86	3. 2. 1	(8.28)
・変動金利型	7.8	3. 2. 1	(8.5)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	7.8	3. 1. 4	(8.1)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.8	3. 1. 4	(8.1)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17	(5.4)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	5.0	1. 7.28	(4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27	(5.35)
(期間7年以上)	6.6	3. 2. 1	(6.9)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金			
3か月	4.08	2. 9.17	(3.63)
6か月	5.33	2. 9.17	(4.88)
1年	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年	6.33	2. 9.17	(5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17	(3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17	(1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17	(1.88)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17	(4.63)
・積立貯金 (1年)	4.20	2. 9.17	(3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17	(3.0)
・定期貯金 (1年)	6.08	2. 9.17	(5.63)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 (a)			
1年以上のもの	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17	(5.93)
5年以上のもの	6.8	3. 1. 6	(7.1)
・貸付信託 (b)			
2年のもの	6.53	2. 9.21	(6.08)
5年のもの	6.92	3. 1. 6	(7.22)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

(a)既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

(b)実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件 (3年2月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%)	<2月債> <u>6.352</u>	<1月債> 6.522
	表面利率 (%)	<u>6.5</u>	6.6
	発行価格 (円)	<u>100.90</u>	100.47
割引国債 (5年)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.939	<11月債> 7.548
	同税引後 (%)	5.467	5.925
	発行価格 (円)	71.50	69.50
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%)	(9月10日発行分～) <4月2日発行分～> 5.550	5.168
	割引率 (%)	5.500	5.125
	発行価格 (円)	99.0959	99.1575
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%)	<2月債> <u>6.541</u>	<1月債> 6.700
	表面利率 (%)	<u>6.5</u>	6.7
	発行価格 (円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%)	<2月債> <u>6.582</u>	<1月債> 6.741
	表面利率 (%)	<u>6.5</u>	6.7
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	99.75
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.900	<12月債> 7.200
	表面利率 (%)	6.9	7.2
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%)	<1月債> 6.900	<12月債> 7.200
	表面利率 (%)	6.9	7.2
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回 (%)	<2月債> <u>6.689</u>	<1月債> 7.100
	同税引後 (%)	<u>5.429</u>	5.752
	割引率 (%)	<u>6.25</u>	6.61
	発行価格 (円)	<u>93.73</u>	93.37

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

海 外

◆米国公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は、2月1日、一段の景気後退、通貨・信用量の伸び率の停滞持続、商品価格の低迷等にみられるインフレ圧力の弱まりを考慮し、公定歩合を0.5%引下げ6.0%とし、即日実施する旨発表した。

今回の公定歩合引下げは、90年12月の引下げ（7.0%→6.5%）に続くもの。

◆ブッシュ大統領、92年度予算教書を発表

ブッシュ大統領は、2月4日、92年度予算教書を発表した。

同教書で示された財政収支見通しによると、92年

度（91/10月～92/9月）の財政赤字は2,809億ドルと91年度（3,181億ドル）比若干の改善にとどまるものの、93年度以降は赤字縮小テンポが加速し、96年度には黒字に転ずる見通し（表1）。前提となる経済見通し、歳出入の特徴点等については、以下のとおり。

1. 経済見通し

米国経済は、91年にマイナス成長を記録したあと、92年以降は金融緩和政策の効果浸透等による景気回復から、3%台の高めの実質成長率を維持する見通し（表2）。

2. 歳入

景気回復に伴う個人所得税、社会保障税の税収増

(表1) 予算教書による財政収支見通し

(単位 億ドル、%)

	1990年度 (実績)	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度
歳 入	10,313	10,914	11,650	12,527	13,653	14,673	15,607
歳 出	12,517	14,096	14,459	14,542	14,271	14,703	15,408
財 政 収 支 〈対名目GNP比〉	△ 2,204 〈△ 4.1〉	△ 3,181 〈△ 5.7〉	△ 2,809 〈△ 4.7〉	△ 2,015 〈△ 3.1〉	△ 618 〈△ 0.9〉	△ 29 〈△ 0.0〉	199 〈 0.3〉

(表2) 政府経済見通し

(年平均、かっこ内は第4四半期対比、%)

暦 年	1989年 (実績)	90年 (実績 見通し)	91年	92年	93年	94年	95年	96年
実 質 G N P 伸 び 率	2.5 (1.8)	0.8 (0.0)	△0.3 (0.9)	3.1 (3.6)	3.5 (3.4)	3.3 (3.2)	3.1 (3.0)	3.0 (3.0)
GNPデフレーター伸び率	4.1 (3.7)	4.2 (4.5)	4.4 (4.3)	3.9 (3.8)	3.6 (3.6)	3.5 (3.5)	3.4 (3.4)	3.3 (3.3)
名 目 G N P 伸 び 率	6.7 (5.6)	5.1 (4.5)	4.1 (5.3)	7.1 (7.5)	7.2 (7.1)	7.0 (6.8)	6.6 (6.5)	6.4 (6.4)
消 費 者 物 価 上 昇 率	4.8 (4.5)	5.3 (6.3)	5.2 (4.3)	4.0 (3.9)	3.7 (3.6)	3.5 (3.5)	3.4 (3.4)	3.3 (3.3)
失 業 率	5.2	5.4	6.7	6.6	6.2	5.8	5.4	5.1
金 利								
短期国債 (3か月物)	8.1	7.5	6.4	6.0	5.8	5.6	5.4	5.3
長期国債 (10年物)	8.5	8.5	7.5	7.2	6.8	6.6	6.4	6.3

(注) 消費者物価上昇率は都市部賃金労働者世帯ベース、失業率は軍人を含むベース。

(表3)

米国の1992年度予算案の歳出入内訳

(単位 億ドル、%)

	1990年度 (実績)	91年度 (見込み)	92年度 (予算)		
			伸び率	伸び率	
歳入	10,313	10,914	5.8	11,650	
歳出	12,517	14,096	12.6	14,459	
収支尻	△ 2,204	△ 3,181	—	△ 2,809	
〔歳入内訳〕					
個人所得税	4,669	4,926	5.5	5,295	
法人税	935	959	2.6	1,019	
社会保障税	3,800	4,020	5.8	4,294	
間接税	353	448	26.9	478	
その他	555	561	1.1	565	
〔歳出内訳〕					
国防費	2,993	2,989	△ 0.1	2,952	
国際関係費	138	170	23.2	178	
科学・宇宙・技術開発費	144	158	9.7	175	
エネルギー関係費	24	26	8.3	37	
天然資源・環境関係費	171	188	9.9	195	
農業関係費	120	159	32.5	153	
商業・住宅関係費	671	1,195	78.1	928	
運輸関係費	295	315	6.8	327	
都市地域開発費	85	77	△ 9.4	65	
教育・雇用対策費	385	428	11.2	455	
社会保障費	2,486	2,690	8.2	2,886	
保険関係費	577	712	23.4	813	
メデイケア	981	1,044	6.4	1,137	
所得保障費	1,473	1,732	17.6	1,848	
軍人恩給費	291	315	8.2	330	
法執行関係費	100	126	26.0	145	
一般行政費	107	112	4.7	132	
国債利払費	1,842	1,970	6.9	2,063	
政府内取引の重複調整等	△ 366	△ 391	—	△ 408	

を見込んでいるほか、キャピタルゲイン減税により資産売却が促進され、これが税収増につながる(92年度+30億ドル)などの前提に基づき、歳入全体では11,650億ドル、前年度比+6.7%と91年度(前年度比+5.8%)に比べやや高めの伸び率を想定(表3)。

3. 歳出

米国の国際競争力強化の観点から、引続き教育・雇

用対策費、科学・宇宙・技術開発費等を増額する一方で、農業関係費、商業・住宅関係費については削減し、歳出全体では14,459億ドル、前年度比+2.6%と小幅な伸びにとどめている。なお、湾岸戦争にかかる戦費については現状、戦争の期間、他国の分担額等不透明要素が大きいと見られ、取りあえず暫定額を仮計上(92年度46億ドル)する扱いとなっており、国

防費全体としては前年度比減額を維持するかたち。

4. 制度改革

(1) キャピタルゲイン減税

個人資産売却に係るキャピタルゲインの一定割合を課税所得から控除。

(2) 医療保険料の賦課対象拡大

地方政府公務員を賦課対象に加える。

(3) 金融制度改革

預金保険の改革および金融サービスの近代化のための法規制の改革。

(4) 州政府への権限委譲

財政資金の弾力的な運用を図るとの意図から150億ドルの支出権限を州政府に委譲。

◆第4次コール内閣が発足

90年12月のドイツ統一後初の総選挙で連立与党(キリスト教民主同盟・社会同盟<CDU/CSU>、自由民主党<FDP>)が圧勝したことを受けて、1月17日、ドイツ連邦議会は現職のコール首相(CDU)を再選、18日に、第4次コール内閣が発足した。新内閣閣僚は以下のとおり。

首 相	Helmut Kohl (CDU<留任>)
首相府長官	Rudolf Seiters (CDU<留任>)
外 相	Hans-Dietrich Genscher (FDP<留任>)
内 相	Wolfgang Schäuble (CDU<留任>)
法 相	Klaus Kinkel (FDP)
蔵 相	Theo Waigel (CDU<留任>)
経 済 相	Jürgen Möllemann (FDP)
食糧農林相	Ignaz Kiechle (CSU<留任>)
労働社会問題相	Norbert Blüm (CDU<留任>)
国 防 相	Gerhard Stoltenberg (CDU<留任>)
家庭老年相	Hannelore Rösch (CDU)
婦人青年相	Angela Merkel (CDU)
保 健 相	Gerda Hasselfeldt (CDU)
運 輸 相	Günther Krause (CDU)
環境自然保護 原子炉安全相	Klaus Töpfer (CDU<留任>)
郵政通信相	Christian Schwarz-Schilling (CDU<留任>)

住宅都市建設相 Irmgard Adam-Schwaetzer (FDP)

研究技術相 Heinz Riesenhuber
(CDU<留任>)

教育科学相 Rainer Ortleb (FDP)

経済協力相 Carl-Dieter Spranger (CSU)

今次内閣では、従来のドイツ関係相と新聞情報庁長官のポストが廃止された一方、青年家庭婦人保健相が家庭老年相、婦人青年相、保健相に分離した結果、閣僚ポスト数は従来どおり20。この政党別内訳は、CDU11名(1名増)、CSU4名(2名減)、FDP5名(1名増)。なお、主要閣僚のうち新任のメレマン経済相の略歴は、以下のとおり。

1945年生まれ(45才)

1969年ミュンスター大卒、教員

1972年連邦議会議員

1987年教育科学相

1990年経済相

◆ブンデスバンク、公定歩合等を0.5%引上げ

ブンデスバンクは1月31日の定例中央銀行理事会において、公定歩合およびロンバート・レートをそれぞれ0.5%引上げ、2月1日より実施する旨発表した(公定歩合6.0%→6.5%、ロンバート・レート8.5%→9.0%)。

ブンデスバンクの公定歩合引上げは89年10月6日以来約1年4か月ぶり(今次引締め局面入り後7回目)、ロンバート・レートの引上げは90年11月2日以来約3か月ぶり(同、8回目)。また、引上げ後の金利水準は、公定歩合(6.5%)が、82年8~10月(7.0%)以来、ロンバート・レート(9.0%)が80年9月~82年8月(9.0%)以来の高い水準となる。また、上記発表に合わせてブンデスバンクでは、1月31日オファー・2月1日割当ての1か月物債券買オペについて、8.5%の固定金利入札により実施。

今次決定に関してペール・ブンデスバンク総裁は、記者会見において以下のとおり発言した。

1. 今回の決定は先行して上昇していた市場金利の動きに追従した技術的な措置である。これにより、ブンデスバンクとしてはマネーサプライ管理上不可欠な市場金利のコントローラビリティを回復することとなる。

2. 金融政策の狙いはインフレを未然に防止することにあり、現実には物価上昇が始まってから策を講ずるのでは遅きに失することとなる。また、これまでインフレ抑制に成功してきたことが、ここで手綱を緩める理由とならないことはいうまでもない。
3. 自分としては、今回の措置が海外で理解されないのではないかと心配している。しかし、ドイツ財政が拡張的で、資本市場が国際的にもタイト化している中で金融政策が緩和的に対応することは、先般のG7のコミュニケの趣旨に照らしても不可能である。
4. また、本日の政策金利引上げはEMSの安定にも資するものである。マルクがEMSのアンカーとして安定を維持することは重要であり、弱いマルクはEMS諸国の望むところではあるまい。

◆フランス銀行、準備預金制度に関する取扱いを一部改定

フランス銀行は、準備預金制度に関する取扱いの一部を改定し、1月16日以降金融機関保有現金を全額（これまでは75%）法定準備に繰入れる扱いとした。

金融機関保有現金の法定準備への繰入れは、90年10月の準備預金制度改定時に諸外国を見習って導入された制度であるが、その時点では、目先18か月以内の試行期間においては繰入率を75%にとどめ、市中に流通している銀行券の損券が増加しないことが確認できれば繰入率を100%に引上げることとされていた。

具体的に準備に繰入れられるのは、前積立期間中の金融機関保有フラン建て現金（紙幣+硬貨）の平残（注）。

（注）上記保有現金平残額については翌月初5日（すなわち今次積立期間の場合は2月5日）までにフランス銀行に報告することを要し、報告のない場合は直近の報告計数の75%相当額とみなされる。

◆フランス政府とスペイン政府、各々ローマ条約改定案を提出

1月28日、ブリュッセルで行われた欧州経済・通貨統合（EMU）に関する第2回政府間協議（IGC）において、フランスおよびスペイン政府が各々ローマ条約改定案を提出した。

1. フランス提案の要旨

総論……フランスの提案はローマ・サミット（90年12月）における決定に基づくものであ

り、単一通貨、単一の金融政策、単一の欧州中央銀行（以下、欧州中銀）という目標に沿ったものである。

欧州中銀の目的と役割……欧州中銀は独立した組織とし、その目的は物価の安定。ただし、対域外通貨為替政策については、EC経済・財政閣僚理事会（ECOFIN）が欧州中銀のコンサルテーションを受けつつ大枠の方向性を決定し、これに基づき欧州中銀が介入を実行する。なお、第2段階開始時に創設される欧州中銀の役割は、各国金融政策の調整および第3段階に向けての政策手段の準備、ECUの発展を監視することである。

経済政府の必要性……民主的なEMU推進の観点から、EMUにおける「経済政府」の存在が必要であり、その中核は強化されたEC経済・財政閣僚理事会（ECOFIN）。こうしたEMUの形態は、欧州中銀の独立性を損なうものではまったくない。

移行に当たっての例外的措置……第1段階および第2段階においては、いかなる国も単一通貨への道を阻害すべきではなく、また、いかなる国も事前に除外されるべきではない。ただし、第3段階への移行にあたっては、特定の国に対し必要とあれば一時的に例外的措置を採り得る。

ECU強化……第3段階までの過渡的期間においては、ECUが強く安定した将来の単一通貨となるべく改善を図り、その役割および使用を強化するように努力すべき（ただし、その具体的方法については明言せず）。この点からは、英国提案は引続き注意深く検討されるべきであり、単一通貨へのプロセスを促進し得る前向きなものと評価できる。

2. スペイン提案の要旨

総論……スペインは、単一通貨に向けての過渡的期間における措置として、英国の提案するHard ECUの考え方にメリットがあると考えているが、それはECU強化の観点からであり、英国提案のように人為的に13番目の通貨を創出し、

既存各国通貨と競争させるものであってはならない。こうした観点から、現行ECUのバスケット通貨としての性格を残しつつ、構成通貨に対して減価しないかたちでECUを再定義し、ECU強化および民間ECUの利用促進を図ることにより、第3段階に円滑に移行できるための方策を提案するものである。

欧州中銀の役割……第2段階における欧州中銀の具体的役割は、ECU市場の発展を促進、各国通貨からECUへの代替の推移をモニターするほか、ルーズな金融政策に効果的に圧力を加えることを通じ各国金融政策の協調を促すことである。欧州中銀は第2段階以降独立した組織とし、第3段階への移行を円滑かつ自動的に実行可能な形態とすべき。

ECUの定義……第2段階におけるECUは、バスケット通貨であり、英国提案のように13番目の通貨として流通するものではない。ただし、ECUは構成通貨に対して（リアライメント時には）減価しない通貨（Hard-basket ECU）としてローマ条約中に再定義される。

ECU通貨の発行……欧州中銀は、域内通貨の払込みを見合いにECU通貨の発行およびECU預金の受入れができる。こうしたECU通貨発行は独占的に行われるが、信用創造は行わず（ECU創出との見合いで払込まれた各国通貨は全額各国中銀に預託）、各国が個別に選択しない限り、その国における強制通用力はない（外貨としての取扱いは可能）。欧州中銀は、域内通貨を対価にECU通貨の売買（価格は中心レート）を実行可能。こうしたECU通貨の発行により、EC域内の個人および企業は第2段階より取引コストの低減が可能となり、また民間ECUと公的ECUとの間の明確なリンクも可能となる。

ECUの決済……欧州中銀は、民間ECUのクリアリング・システムにおける中核的存在となり（BISより業務を移管）、また、EC機関、加盟国政府のECUに関する代理業務を行う。

ECUのスワップ……欧州中銀では、財務バラ

ス維持等の観点から自己のオプションにより各国中銀との間で欧州中銀保有の各国通貨とECUとの短期スワップを行う。

域内通貨の保有制限……欧州中銀の保有する各国通貨量には、一定のルールに基づき限度額を設け（ただし、通貨の自然な代替性を確保すべく弾力的なルールとする）、これを上回る事態が生じた場合には、まず、①当局間の通貨スワップへのペナルティ・レートの適用、さらに、②各国中銀に対する強制買戻し義務の適用、③当該通貨に対するECU通貨の発行の禁止、を実行可能。

第三国通貨の保有……欧州中銀は、各国中銀の受託者として第三国通貨の保有・管理をなし得る。この点における欧州中銀の役割は、あくまで各国中銀間の外為政策の協調を図ることにとどまるが、市場介入の効果の強化、第3段階への円滑な移行の観点から、欧州中銀における自発的な外準のプールは第2段階でも可能。

◆英国政府、Hard ECU案に基づくローマ条約改定案を公表

英国政府は、1月8日、Hard ECU案を基にした英国のローマ条約改定案を公表した。

同改定案は、90年6月メイジャー蔵相（当時）により提案されたHard ECU案を実現するために、European Monetary Fund（EMF）設立に必要な条約改定案を示したものであり、EMFの具体像として以下のような特徴点を明らかにしている。

1. EMFの最優先課題をEC域内での価格安定とする。
2. EMFの独立性について、ECの機関や加盟国政府からの独立を明示した案と、加盟国の政府と中央銀行との現在の関係を保持することを示した案の二つの選択肢がある（この問題に関する英国自身の明確なスタンス表明を回避）。
3. EMFの意思決定プロセスは、その執行機関であるExecutive Boardのメンバー（総裁、副総裁、および4名の理事）、ならびに加盟国中央銀行総裁で構成されるGoverning Boardの単純多数決（原則各人一票）を採用する。
4. EMFの総裁は、Governing Boardの意見を参考

に、欧州議会にも協議のうえ、加盟国の同意により任命される。任期は8年。なお、Executive Boardの他のメンバー（副総裁、理事）の任期も同様に8年。

5. EMFの総裁は、EMFに関連する議題がEC首脳会議・閣僚理事会で話し合われる場合、これらの会議に招聘される。EMFは、毎月その活動についての報告をEC経済・財政閣僚理事会（ECOFIN）に提出、また、年次報告をEC首脳会議、閣僚理事会、欧州議会に報告する。
6. EMFは、EMSに参加し、また、Hard ECUはEMSの為替相場メカニズム（ERM）に組込まれる。Hard ECUと加盟国通貨との間で中心レートが設定されるが、EMFはHard ECUがいかなる加盟国通貨に対しても切下げられることを拒否する。一方、加盟国は自国通貨が市場で余剰となった場合、EMFから自国通貨を買戻す義務を負う。

◆英国政府、約2年半ぶりに国債を発行

英国大蔵省は1月23日、総額5億ポンドの国債を発行。その概要は以下のとおり。

発行総額	5億ポンド
対象銘柄	1996年11月満期の10%借換国債 (conversion stock、既発行残高は 11.09億ポンド)
入札方式	価格入札ダッチ方式 (最低落札価格 97.75ポンド)

英国国債は英国財政収支の黒字化を背景にここ28か月間にわたり発行が見合わされてきた。しかし、90年後半以降、景気後退に伴う法人税収入の減少や失業手当等の財政支出増大が目立ってきたことから、国債発行を再開した。

◆英国SIB（証券投資委員会）、証券投資業務の行動規範（Conduct of Business）に関するコア・ルールを発表

SIBでは88年来、「複雑、難解、高コスト」との批判の多かった現行ルールを、①基本原則（Top Tier）、②コア・ルール（Second Tier）、③SRO（自主規制団体）による行動規範という3段階のルール体系に置き換える作業を進めてきたが、1月30日、②のうち証券投資業務の行動規範に関するコア・ルールを正式に発表した。

本コア・ルールの構成は以下のとおり。

- (1) 投資者の顧客からの独立性（癒着防止、4項目）
- (2) 広告、マーケティングのあり方（特に個人顧客に対するもの、9項目）
- (3) 顧客と取り交す契約書のあり方（投資者に不当に有利になる契約の禁止等）、サービスの内容・コスト等に関する十分な説明（6項目）
- (4) 顧客の注文の誠実なる履行（8項目）
- (5) インサイダー取引、価格安定操作、非上場証券の取扱い等（4項目）
- (6) 顧客資産の管理のあり方、ルール遵守のための内部体制の確立、顧客からの不満処理のあり方、Chinese wallsの内容（6項目）
- (7) 本ルールの適用範囲等（3項目）

◆英国、ベースレートを0.5%引下げ

イングランド銀行は、2月13日午前、同日午後2時30分に13.5%の貸出金利でディスカウント・ハウス向け貸出を行う旨発表した（注）。

（注）イングランド銀行の午後2時30分の貸出実行は例外的なものであり、金利水準変更時に用いられる措置。

これを受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行はベースレート（基準貸出金利）を14.0%から13.5%へ0.5%引下げの旨発表、即日実施した。ベースレートの引下げは90年10月5日発表・8日実施の引下げ（15%→14%）以来4か月ぶり。

◆オランダ銀行、公定歩合等を0.5%引上げ

オランダ銀行は、1月31日、基準割引歩合等をおのとおりに各0.5%引上げ、2月1日より実施する旨発表した（前回の変更は90年11月2日<各0.25%引上げ>）。

基準割引歩合	7.25%→7.75%
債券担保貸付歩合	8.00%→8.50%
約束手形割引歩合	8.50%→9.00%

今回の措置について、同行では、「公定歩合と市場金利との間の乖離幅が拡大していたが、海外の公定歩合の引上げに伴い、これを調整するために実施したもの」との説明文を発表した。

◆スウェーデン・リクスバンク、公定歩合を0.5%引下げ
スウェーデン・リクスバンクは、1月31日、公定歩合を0.5%引下げて11.0%とし、2月1日より実施する旨を発表した（前回の公定歩合変更は90年11月23日<11.0%→11.5%>）。

今回の措置について同行では、「市場で既に金利水準の低下が定着していることを追認したもの」との説明文を発表した。

◆オーストリア国民銀行、公定歩合等を0.5%引上げ
オーストリア国民銀行は、1月31日、公定歩合およびロンバート・レートそれぞれ0.5%引上げ、2月1日より実施する旨を発表した（公定歩合6.5%→7.0%、ロンバート・レート8.5%→9.0%。なお、前回の変更は89年10月6日<各1.0%引上げ>）。

今回の措置について同行では、「ブンデスバンクの政策変更がわが国の内外金利差を拡大させ、為替相場に悪影響を及ぼすことを回避するために、講じたものである」との説明文を発表した。

◆東欧支援国会議（G24）の高級事務レベル会合開催

1月30日、東欧支援国会議の高級事務レベル会合が、ブリュッセルで開催され、ルーマニアをG24援助対象国とすることが正式に承認された。G24は、90年6月のルーマニア政府の反政府デモに対する武力弾圧事件によって、同国への援助を人道的援助に限定してきたが、今回、同国の民主化の進展を評価し、他の東欧諸国と同様の扱いとすることとした。

◆コメコン執行委員会、コメコンの解体・新組織再編で基本合意

ソ連・東欧諸国などで構成される経済相互援助会議（コメコン）の執行委員会が、1月4～5日、モスクワで開催され、コメコンを解体し、新しく「国際経済協力機構」（仮称）を発足させることで基本合意に達した。次回のコメコン総会で正式決定される予定（注）。

（注）コメコンの解体については、90年1月、チェコ・スロバキアのクラウス蔵相が提案した後、同年6月にソ連が、「91年1月よりコメコン域内貿易を国際価格によるハー

ド・カレンシー決済へ移行させる」との方針を決めた。また、90年後半には、ソ連の東欧諸国向け原油輸出の削減をはじめ、各国でも貿易品目の再検討を進めるなど、コメコン域内貿易は、既に縮小傾向をたどっている。なお、新設予定の「国際経済協力機構」は、加盟国の市場経済化に沿った協力を促進していく方針。

◆ポーランド、ビエレッキ首相を中心とした「連帯」内閣発足

ポーランド下院は1月12日、ビエレッキ首相（39才）が提出していた閣僚名簿を承認し、「連帯」内閣が正式に発足した（閣僚20名のうち18名が「連帯」メンバー）。

ワレサ大統領は、大統領選挙（90年12月9日）後のマゾビエツキ内閣の辞職（12月15日）に伴い、後任首相および組閣人事に取組んでいたが、マゾビエツキ前首相の続投辞退など首班指名の段階で難航し、ようやく12月末に至って、ビエレッキ氏を指名、本年1月4日の下院の承認を経て今回の組閣に至った。

ビエレッキ新内閣では、前内閣よりバルセロビッチ蔵相をはじめ、外相、国防相、通信相等重要ポストの4大臣が留任しており、前政権のバルセロビッチ・プランを踏襲していく方針。

なお、新首相に就任したビエレッキ氏は、長年「連帯」で活躍した経済学者。

◆ソ連、通貨改革に関する大統領令を公布

ソ連政府は、1月22日夜、高額銀行券の流通禁止等の緊急措置導入に関する大統領令ならびにその細目を規定した内閣決定を公布し、即日施行した。その骨子は次のとおり。

1. 高額銀行券の流通禁止

1月23日以降、ソ連全土の金融機関、企業、協同組織において50ルーブル紙幣（1ドル=1.8ルーブルの公定商業為替相場換算で3,650円相当）および100ルーブル紙幣（同7,300円相当）の受入れ・払出しを禁止する。

2. 法人保有高額銀行券の強制預入

すべての国営企業、協同組合等の法人組織が保有する50および100ルーブル紙幣を、1月23日中に各法人の当座勘定に強制預入させる。

3. 一定額を超える個人保有高額銀行券の無効化
個人保有の50、100ルーブル紙幣については、1月23～25日の3日間に限り、下記上限までは低額銀行券（1、3、5、10、25ルーブル紙幣）または新規に発行する50、100ルーブル新券との交換を認める。しかし、上限を超える額については（その入手合法性を期限内に証明できる例外を除き）交換が認められず、また、上記1.の措置により預入もできないので、その効力は失われる。

(1) 勤 勞 者：各人の給与月額（平均約 240ルーブル）を上限として、最大1,000ルーブルまで。

(2) 年金受給者：200ルーブルまたは年金月額まで。

(3) 治療・休養者：500ルーブル。

(4) 外 国 人：各人が外貨から交換した範囲内。

4. 海外からの高額銀行券の搬入禁止（1月23～25日）

5. 生活レベルを超える個人預金の封鎖

1月23日以降91年上期中は、個人の全預金を封鎖。ただし、月間500ルーブル（平均月給の約2か月分に相当）までの払出し、賃金・年金の振込み、小切手の振出しは認められる。

6. 上記1.～5.の措置の厳格な遂行を監視するために、KGB、財務省、ゴスバンクに金融機関を直接管理する非常大権を賦与。

◆韓国国会、1991年予算案を可決

韓国国会は、昨年12月18日、1991年予算案を可決した。本予算（一般会計）の歳出規模は2兆 9,797億ウォン、90年当初予算比+18.9%と前年の伸び（+17.9%）を上回るとともに、82年（+22.2%）以来の高い伸びとなっている。政府では、こうした積極型予算編成について、「製造業の技術開発力・競争力強化支援やこれまでやや遅れ気味であった社会資本整備、地方開発促進などの財政需要増加に対応したもの」（経済企画院）と説明している。

歳出・歳入面の特徴点は以下のとおり。

1. 歳出……東西緊張緩和を背景に防衛費の伸びが比較的lowめに抑えられている（前年比+12.4%）一方、道路・港湾等の産業インフラ整備や企業の技術開発支援予算を中心に経済開発費が大幅増額

（同+31.0%）されているほか、一般行政費（同+35.3%）も高めの伸びとなっている。また、地方自治制の導入（時期は未定）に備え、地方財政交付金も大幅に増額（同+38.6%）されている。

2. 歳入……内需を軸とした景気拡大持続見通し（予算編成の前提となる91年の実質GNP見通し前年比+7%）を背景にウエイトの高い内国税（所得税、法人税、付加価値税等）の高い伸び（同+40.9%）を見込んでいる。

韓国の1991年予算

（単位 億ウォン、%）

		1990年 当初予算	91年	前年比
歳 入	租 税	219,242	261,318	19.2
	内 国 税	158,210	222,865	40.9
	関 税	20,431	25,503	24.8
	(注1) 防 衛 税	35,819	12,950	△ 63.8
	(注2) 教 育 税	4,782	—	—
	税 外 収 入	7,652	8,479	10.8
合 計		226,894	269,797	18.9
歳 出	防 衛 費	68,874	77,414	12.4
	教 育 費	50,624	51,619	2.0
	社 会 開 発 費	23,630	29,697	25.7
	経 済 開 発 費	32,774	42,945	31.0
	一 般 行 政 費	8,543	11,561	35.3
	地 方 財 政 交 付 費	21,339	29,574	38.6
	そ の 他	21,093	26,987	27.9
合 計		226,894	269,797	18.9

(注1) 防衛税は時限立法による課税であるため、90年で廃止。91年計上分は90年に納税義務が発生し91年に納入される税額。

(注2) 教育税は91年より地方税に移管。

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は、1月25日、銀行預金金利の0.5%引下げを決定、これを受けて英系主力2行（香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行）は、1月28日付で預金金利を引下げるとともに、プライム・

レートも0.5%引下げた。

今回の措置は、米国金利低下に伴う香港ドル市場金利の軟化および湾岸危機の長期化予想に伴う景気の鈍化に配慮したもので、昨年8月13日、10月22日に続き3度目の引下げ。

香港の預貸金金利の推移

(単位 年%)

		旧金利 (10月22日変更)	新金利 (1月28日以降)
普通預金		5.50	5.00
定期預金	1か月	6.25	5.75
	3か月	6.75	6.25
	6か月	7.00	6.50
1年		7.75	7.25
プライム・レート		10.00	9.50

◆インドネシア、1991年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月7日、91年度(91/4～92/3月)予算案を発表した。予算総額は50兆5,555億ルピア、前年度当初予算比+17.9%と、好調な石油収入等を背景として前年(当初予算、前々年度当初比+17.2%)に引続き比較的高めの伸びとなっている。

なお、本予算案について、スマルリン蔵相は、「公務員給与を凍結するなどインフレにも十分配慮した内容となっている」とコメントしている。

本年度予算を歳入、歳出別にやや詳しくみると以下のとおり。

1. 歳入……石油・ガス収入は、91年度の原油価格を前年度比2.5ドル高めに設定(16.5ドル/バレル→19ドル/バレル)したため、大幅に増加する見込み(前年度当初予算比+39.2%)。また、非石油・ガス収入についても、景気の拡大や徴税体制の強化に伴い所得税、付加価値税を中心に順調な増加(同+21.0%)を見込んでいる。なお、海外からの援助・借入等については、同国自身が対外債務の累増回避の観点から慎重なスタンスを継続しているため、前年度比1割弱の減少(同△8.1%)を想定しており、歳入全体に占める海外からの援助・借入等のウエイトも

低下をみている(90年度26.3%→91年度20.5%)。

2. 歳出……経常歳出については、公務員給与の凍結等により人件費(90年度当初予算比+15.8%→91年度当初予算比+12.2%)を抑制するものの、ウエイトの高い対外債務支出が2けた台(同+5.4%→+10.9%)の伸びとなったことから、高めの増加(91年度当初予算比+14.7%)となっている。また、開発歳出については、道路、地域開発などインフラ整備を中心に前年度に引続き高い伸び(同+23.3%)となっている。

インドネシアの1991年度予算 (91/4月～92/3月)

(単位 億ルピア、%)

	1990年度 (当初予算)	91年度	前年度比	構成比
歳入	428,731	505,555	17.9	100.0
国内歳入	315,836	401,840	27.2	79.5
石油・ガス収入	107,832	150,088	39.2	29.7
非石油・ガス収入	208,004	251,752	21.0	49.8
所得税	65,159	80,209	23.1	15.9
付加価値税	68,249	82,240	20.5	16.3
海外からの援助・借入等	112,895	103,715	△8.1	20.5
歳出	428,731	505,555	17.9	100.0
経常歳出	266,481	305,578	14.7	60.4
人件費	69,093	77,531	12.2	15.3
対外債務支出	127,392	141,295	10.9	27.9
開発歳出	162,250	199,977	23.3	39.6